

旭川市国民保護計画

旭 川 市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の目的、構成等	1
1 市の責務	1
2 計画の目的	1
3 計画の構成	2
4 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 基本用語の説明	6
第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等	9
1 国民保護措置の基本的な仕組み	9
2 関係機関との連携及び協力体制	10
3 各機関の事務又は業務	10
第5章 旭川市の地理的、社会的特徴	14
1 地理的特徴	14
2 社会的特徴	15
第6章 市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急対処事態	18
第2編 平素からの備えや予防	51
第1章 組織・体制の整備等	51
第1 組織・体制の整備	51
1 各部局における平素の業務	51
2 職員の参集基準等	51
3 消防機関の体制	53
4 国民の権利利益の救済に係る手続き等	53
第2 関係機関との連携体制の整備	55
1 基本的考え方	55
2 道との連携	55
3 他の市町村との連携	56
4 指定公共機関等との連携	56
5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援	57
第3 通信の確保	58
第4 情報収集・提供等の体制整備	59
1 基本的考え方	59

2	警報等の伝達に必要な準備	60
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	62
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	63
第2章	避難及び救援に関する備え	64
1	避難に関する準備事項	64
2	避難実施要領のパターンの作成	65
3	救援に関する準備事項	65
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	65
5	避難施設の指定への協力	66
6	生活関連等施設の把握等	66
第3章	備蓄等	68
1	物資及び資材の備蓄	68
2	市長等が管理する施設及び設備の整備及び点検等	69
第4章	研修及び訓練	70
1	研修	70
2	訓練	71
第5章	国民保護に関する啓発	72
1	国民保護措置に関する啓発	72
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	72
第3編	武力攻撃事態等への対処	101
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	101
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	101
2	事態認定後の緊急事態連絡室の措置	102
3	国民保護対策本部に移行する場合の調整	102
4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	104
第2章	市対策本部の設置等	105
1	市対策本部の設置	105
2	通信の確保	110
第3章	関係機関相互の連携	111
1	国・道の対策本部との連携	111
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	111
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	112
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	112
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	113
6	市の行う応援等	113
7	ボランティア団体等に対する支援等	114
8	住民への協力要請	114

第4章	警報及び避難の指示等	115
第1	警報及び緊急通報の伝達等	115
1	警報の伝達等	115
2	緊急通報の伝達等	116
第2	避難住民の誘導等	117
1	避難の指示の伝達等	117
2	避難実施要領の策定	118
3	避難住民の誘導	121
4	事態想定ごとの避難の留意点	125
第5章	救援	127
1	救援の実施	127
2	関係機関との連携	127
3	救援の内容	128
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	132
5	救援の際の物資の売渡し要請等	132
第6章	安否情報の収集・提供	134
1	安否情報システムの利用	134
2	安否情報の収集	135
3	道に対する報告	135
4	安否情報の照会に対する回答	135
5	日本赤十字社に対する協力	136
第7章	武力攻撃災害への対処	137
第1	武力攻撃災害への対処	137
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	137
2	武力攻撃災害の兆候の通報	137
第2	応急措置等	138
1	事前措置	138
2	退避の指示	139
3	警戒地域の設定	140
4	応急公用負担等	141
5	消防に関する措置等	141
第3	生活関連等施設における災害への対処等	144
1	生活関連等施設の安全確保	144
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	145
第4	NBC攻撃による災害への対処等	146

第8章	被災情報の収集及び報告	149
第9章	保健衛生の確保その他の措置	150
1	保健衛生の確保	150
2	廃棄物の処理	151
第10章	国民生活の安定に関する措置	152
1	生活関連物資等の価格安定	152
2	避難住民等の生活安定等	152
3	生活基盤等の確保	152
第11章	特殊標章等の交付及び管理	153
第4編	復旧等	201
第1章	応急の復旧	201
1	基本的考え方	201
2	公共的施設の応急の復旧	201
第2章	武力攻撃災害の復旧	202
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	203
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	203
2	損失補償及び損害補償	203
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	203
第5編	緊急対処事態への対処	251
1	緊急対処事態の事態想定	251
2	緊急対処事態への対処	253
3	緊急対処事態における警報の伝達等	253

第 1 編

総

論

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の目的、構成等

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などが重要であり、旭川市（以下「市」という。）においても、幸せな市民生活や平和を願う決意を表明した平和都市宣言に加え、海外との友好交流・協力など様々な取組を展開しているところである。

しかしながら、万が一、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に至った場合において、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）の目的、構成等を定める。

1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道国民保護計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 計画の目的

市国民保護計画は、国民保護法第35条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めることにより、武力攻撃事態等における国民保護措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするとともに、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

(1) 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

(2) 市が実施する国民保護措置に関する事項

- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか市の区域に係る国民保護措置に関し旭川市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。資料については、別途資料編を作成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 計画の見直し、変更手続

(1) 計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、北海道（以下「道」という。）における道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、旭川市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、北海道知事（以下「知事」という。）に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定

める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は必要としない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を実施するに当たり特に留意すべき事項について、以下のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

市は、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしなくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 放送の自律に対する特別な配慮

市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(5) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(8) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(9) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

この場合において、国民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

【外国人への国民保護措置の適用】

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 基本用語の説明

市国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

市国民保護計画における主な用語は、以下のとおりとする。

用 語	意 義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。

用 語	意 義
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。

用 語	意 義
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
市対策本部	国民保護法に基づき、市が設置する市国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市対策本部長	市対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市長をもって充てる。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
N B C 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要するものをいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

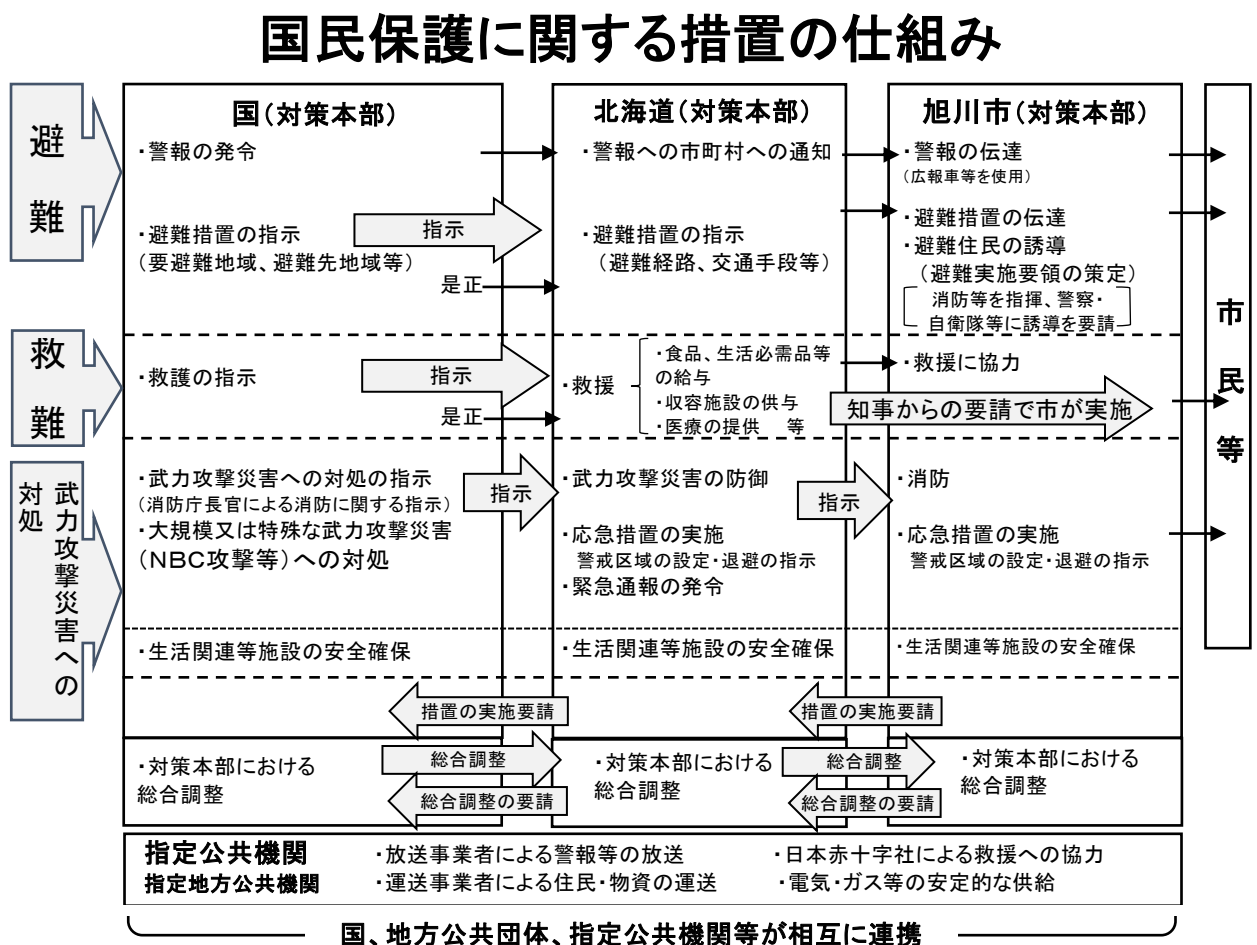
市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の基本的な仕組み

武力攻撃事態等においては、国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおりである。

【国民保護措置の全体の仕組み】



2 関係機関との連携及び協力体制

市は、自らが行う国民保護措置を的確かつ迅速に実施することはもとより、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関等と相互に連携・協力し、国民保護措置の実施に万全を期さなければならず、防災のための連携体制を活用し、これら関係機関等との連携・協力体制を整備する。

3 各機関の事務又は業務

国民保護措置等について、市、道、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

なお、関係機関等の連絡先については、「資料編」において整理する。

【市】

機関名	事務又は業務
市長等	1 旭川市国民保護計画の作成 2 旭川市国民保護協議会の設置、運営 3 旭川市国民保護対策本部及び旭川市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【道】

機関名	事務又は業務
知事等	1 北海道国民保護計画の作成 2 北海道国民保護協議会の設置、運営 3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関名	事務又は業務
共通事項	1 組織の整備、訓練、啓発 2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施 3 被災情報の収集及び報告 4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
北海道防衛局	1 所管財産の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
北海道総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 北海道地方非常通信協議会の指導育成

機関名	事務又は業務
北海道財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の要請 3 普通財産の無償貸付 4 被災公共土木施設等の復旧事業費の査定の立会
函館税関	1 輸入物資の通関手続
北海道厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
北海道労働局	1 被災者の雇用対策
北海道農政事務所	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
北海道森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
北海道経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
北海道産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北海道開発局 (旭川開発建設部)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 農業関連施設の応急復旧
北海道運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 (旭川空港出張所)	1 旭川空港全般に関する連絡調整 2 航空機の運航に関する連絡調整 3 航空機の航行の安全確保
札幌管区气象台 (旭川地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第一管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置
北海道地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状態の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【自衛隊】

機関名	事務又は業務
自衛隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関名	事務又は業務
共通事項	1 国民保護業務計画の作成 2 組織の整備、訓練 3 被災情報の収集及び報告 4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施 5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄
放送事業者	1 警報、避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容及び緊急通報の内容及び放送
運送事業者	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
医療機関	1 医療の確保
公共的施設の管理者	1 道路及び管理施設の適切な管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 通貨供給の確保 2 金融措置の実施に関する金融機関の指導等

第5章 旭川市の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等は、地理的、社会的状況により、その形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。

このようなことから、国民保護措置を適切に実施するため、本市における地理的、社会的特徴を、以下のとおり考察する。

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

本市は北海道のほぼ中央部である東経 142 度 22 分、北緯 43 度 46 分（市役所位置）に位置し、東は上川郡当麻町、西南は美瑛町、北は鷹栖町、比布町及び幌加内町に接している。

市域は、東西約 47.5 km、南北約 45.5 kmにおよび、面積は、747.66k m²である。

(2) 地形

本市は、市街地は四方を山地や丘陵に囲まれた上川盆地の西端に位置し、盆地内は東から西へ緩やかに傾斜している。標高は約 111m（市役所位置）である。

また、大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し、牛朱別川・忠別川・美瑛川と合流する。市域は、これらの河川により 5 つの区域に分けられている。

(3) 気候

本市は、上川盆地に位置することから、典型的な内陸型気候条件を有しており、夏には 30℃を超える反面、厳冬期には氷点下 20℃を下回る日もある。

本市の年平均気温は 7.2℃で、月平均気温が最も低い値は 1 月の -7.0℃、最も高い値は 8 月の 21.2℃である。年降水量は 1104.4mm で、月降水量が最も少ない値は 4 月の 48.5mm、最も多い値は 8 月の 152.9mm である。年平均相対湿度は 76%で、月平均相対湿度の最も低い値は 4 月の 66%、最も高い値は 12 月の 83%である。年平均風速は 3.0m/s で、月平均風速の最も小さい値は 9 月の 2.5m/s、最も大きい値は 5 月の 3.7m/s である。年の最多風向が西、4 月から 9 月の最多風向が西、10 月から 3 月の最多風向が南南東である。

上記の数値は 1991 年から 2020 年までの 30 年間の累年平均値である平年を用いたものである。

（資料提供：旭川地方气象台）

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

本市の人口は310,146人、世帯数は176,380世帯である。また、人口密度は、1km²あたり414.8人となっている。

年齢別に見ると、15歳未満が総人口に占める割合は9.5%、15～64歳の人口は54.5%、65歳以上の人口は36.0%となっている。

旭川市の世帯・人口(旭川市統計資料/令和8年5月1日現在)

(2) 道路の位置等

市内の道路は、市の西部から北部を道央自動車道が貫通するほか、市街地を始終点に、西へ向かう国道12号、東へ向かう国道39号、北へ向かう国道40号及び南へ向かう国道237号が通っている。

(3) 鉄道、空港の位置等

市内の鉄道は、JR北海道の旭川駅を始終点に西へ函館本線、東へ石北本線、北へ宗谷本線、南へ富良野線が通っている。

また、JR旭川駅から南東方向へ約13kmに位置する旭川空港は、本市と隣接する東神楽町にまたがる2,500m滑走路を有している。

(4) 自衛隊施設

本市の自衛隊施設としては、旭川駐屯地（第2師団司令部及び第2特科連隊等）、北海道補給処（近文台燃料支処、近文台弾薬支処）、旭川地方協力本部がある。

(5) その他

市内の刑事施設としては、旭川刑務所がある。

第6章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、相手国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。

- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市は、道及び道警察及び自衛隊等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長及び知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

- (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- (イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

- (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- (イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフライン等のインフラ施設が目標となることもあり得る。
- (ウ) なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- (エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

なお、生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあるため、当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- b ダムの破壊

(イ) 被害の概要

- a 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
- b ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- b 列車等の爆破

(イ) 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散
- b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- d 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

a 放射性物質等

ダーティーボム等の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

a 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

b 弾道ミサイル等の飛来

(イ) 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第 2 編

平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備

市長等（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

なお、市の各部局における平素の業務については、別途定める。

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図り、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	防災安全部防災課(国民保護を担当する職員)及び事態に応じた関係職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が各職場に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	
事態認定前	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
		市の全部局での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

※ 事態が緊急対処事態と認定された場合には、上記各表の「国民保護対策本部」は「緊急対処事態対策本部」と読み替えるものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員（部長職以上の職員とし、これらの職員から指名を受けた職員を含む。以下同じ。）及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、電話又はメール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、別途定める。

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保、仮眠設備等の確保等を図るよう努める。

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、消防本部は、市と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口の開設など、手続項目ごとの担当課を別に定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目】

区分	救済に係わる手続項目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益の救済の手続に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、旭川市事務取扱規程（昭和39年4月1日訓令第9号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、国民保護措置の個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けるなどして、関係機関の意思疎通を図る。

この場合において、市国民保護協議会の部会等を活用することにより、関係機関の積極的な参加が得られるように留意し、人的なネットワークを構築する。

2 道との連携

(1) 道の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

(2) 道との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 道の行う国民保護措置との整合性の確保

市長は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 他の市町村との連携

市長等は、近隣市町村など他の市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市長は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市長は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業との連携の確保を図る。

なお、関係機関との協定一覧については、「資料編」に整理する。

5 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、道と連携し、自主防災組織等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るように努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置を実施するため、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。また、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

ア 施設・設備面

武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

イ 運用面

(ア) 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

(イ) 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

(ウ) 担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

(エ) 国民に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市長は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、防災行政無線、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等によるほか、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの整備に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実を図る。

さらに、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。

(3) 道警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレン音の住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知））については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、道から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定め、管理者の連絡先等を把握する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、道に報告する（様式は「資料編」に掲載）。

【収集・報告すべき情報】

- | | |
|---|---|
| 1 | 避難住民・負傷住民 |
| ア | 氏名 |
| イ | フリガナ |
| ウ | 出生の年月日 |
| エ | 男女の別 |
| オ | 住所（郵便番号を含む） |
| カ | 国籍 |
| キ | ア～カのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ク | 負傷(疾病)の該当 |
| ケ | 負傷又は疾病の状況 |
| コ | 現在の居所 |
| サ | 連絡先その他必要情報 |
| シ | 親族・同居者への回答の希望 |
| ス | 知人への回答の希望 |
| セ | 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 | 死亡住民 |
| | （上記ア～キに加えて） |
| ソ | 死亡の日時、場所及び状況 |
| タ | 遺体が安置されている場所 |
| チ | 連絡先その他必要情報 |
| ツ | ア～キ、ソ～チの親族・同居者・知人以外の者への回答の同意 |

(2) 安否情報収集のための体制整備

市長は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市長は、安否情報の収集を円滑に行うため、安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある医療機関、諸学校、大規模事業所等の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握するなど、必要な準備をする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集及び連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る（様式は「資料編」に掲載）。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた被災情報の収集及び連絡に当たる担当者に対し、被災情報の収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第2章 避難及び救援に関する備え

市長は、知事から避難の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示の通知・伝達、避難誘導を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する準備事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成する旭川市避難行動要支援者避難支援の手引き（全体計画）を活用しつつ、避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら事業者の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、道国民保護計画や消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する準備事項

(1) 道との調整

市長は、知事から救援の一部の事務を行うこととされた場合や道の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市長は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市長は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道を活用した運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市長は、道が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市長は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ア 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- 輸送施設に関する情報
 - ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - イ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ウ 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

5 避難施設の指定への協力

市は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。

市は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所 管 道 担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高圧ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察との連携を図る。

第3章 備蓄等

市長が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 物資及び資材の備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市長は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市は、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

(3) 道との連携

市長は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市長等が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市長等は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市長等は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市長等は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため市における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、道、自衛隊、及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市長等における訓練の実施

市長等は、国、道、他の市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、防災関係機関等との連携を図り、武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市が訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織、町内会などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 市は、訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど、課題等を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は、自主防災組織、町内会などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は、地理的特性に応じた避難、救援等の国民保護措置を適切に行うため、冬期間などの訓練の実施について検討する。

キ 市は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会と協力しながら、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、武力攻撃事態等において、住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社北海道支部、道、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第 3 編

武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

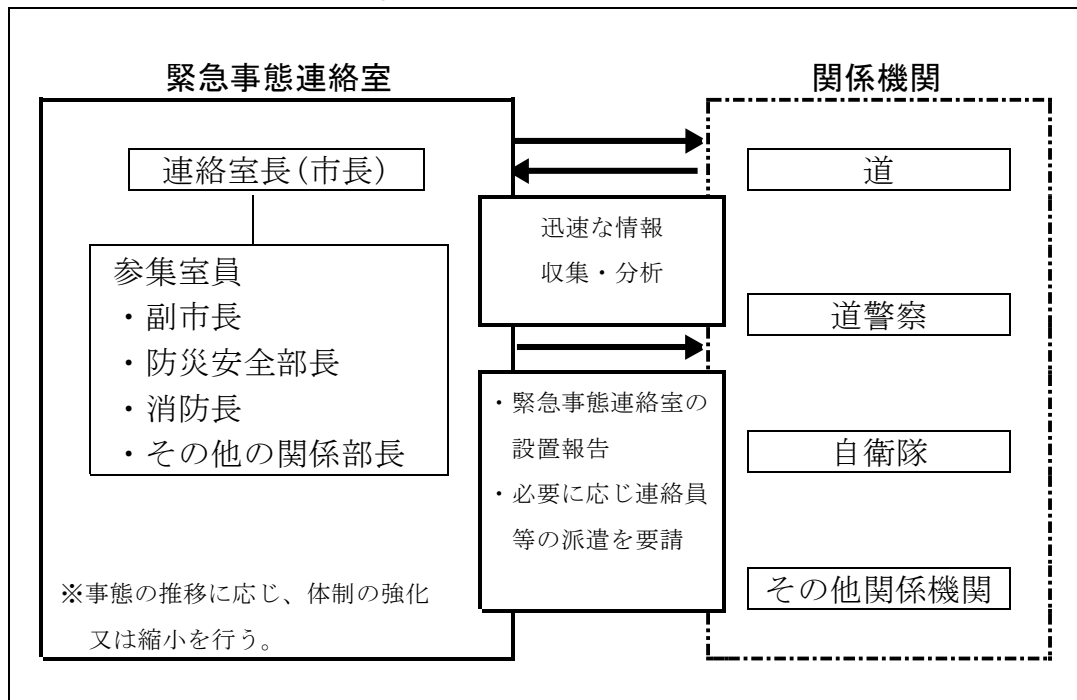
「多数の死傷者の発生」、「建造物の破壊」等の具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃等が疑われる場合には、政府の事態認定前であっても住民の生命、身体及び財産の保護のため、市として適切な措置をとる必要があることから、市の危機管理初動体制を以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 旭川市緊急事態連絡室の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、旭川市緊急事態連絡室（以下「市緊急事態連絡室」という。）を設置する。市緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【旭川市緊急事態連絡室の構成】



イ 市緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、道等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡室を設置した旨について、道に連絡を行う。

この場合、市緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市長は、市緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助及び救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、道等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市長は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市町村対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 事態認定後の緊急事態連絡室の措置

市長は、事態認定後においては、事態の推移に応じて、国民保護措置を実施する。また、市長は、必要に応じ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を国に要請する。

3 国民保護対策本部に移行する場合の調整

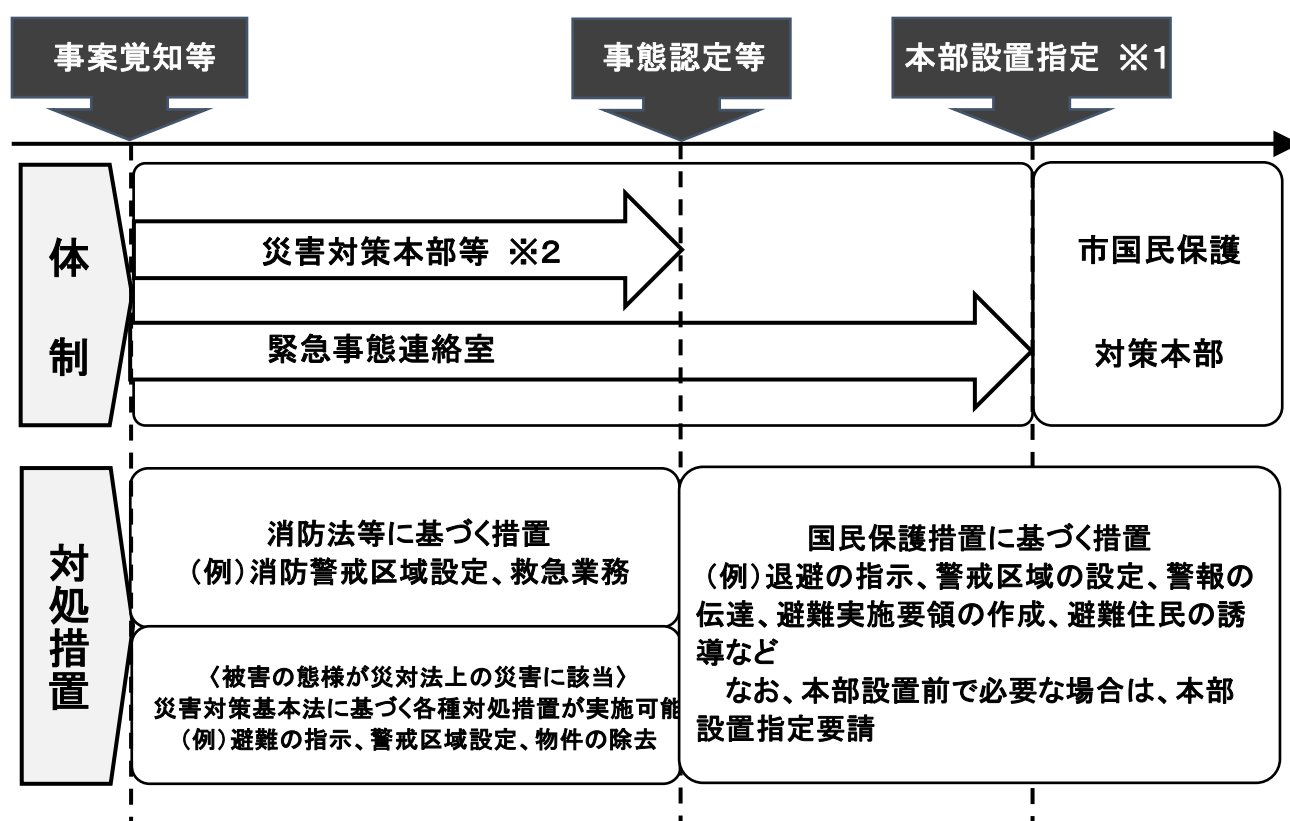
市緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市長に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市緊急事態連絡室は廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられているときには、必要な調整を行うものとする。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があったときには、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 被害の態様が、自然災害、大規模な火災、爆発及び放射能物質の大量放出等の災害対策基本法上の災害に該当する場合に設置する。

4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市長は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、市緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市総合庁舎7階大会議室Aに市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市長は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市総合庁舎が被災した場合には、本部長が適当と認めた場所に市対策本部を設置する。

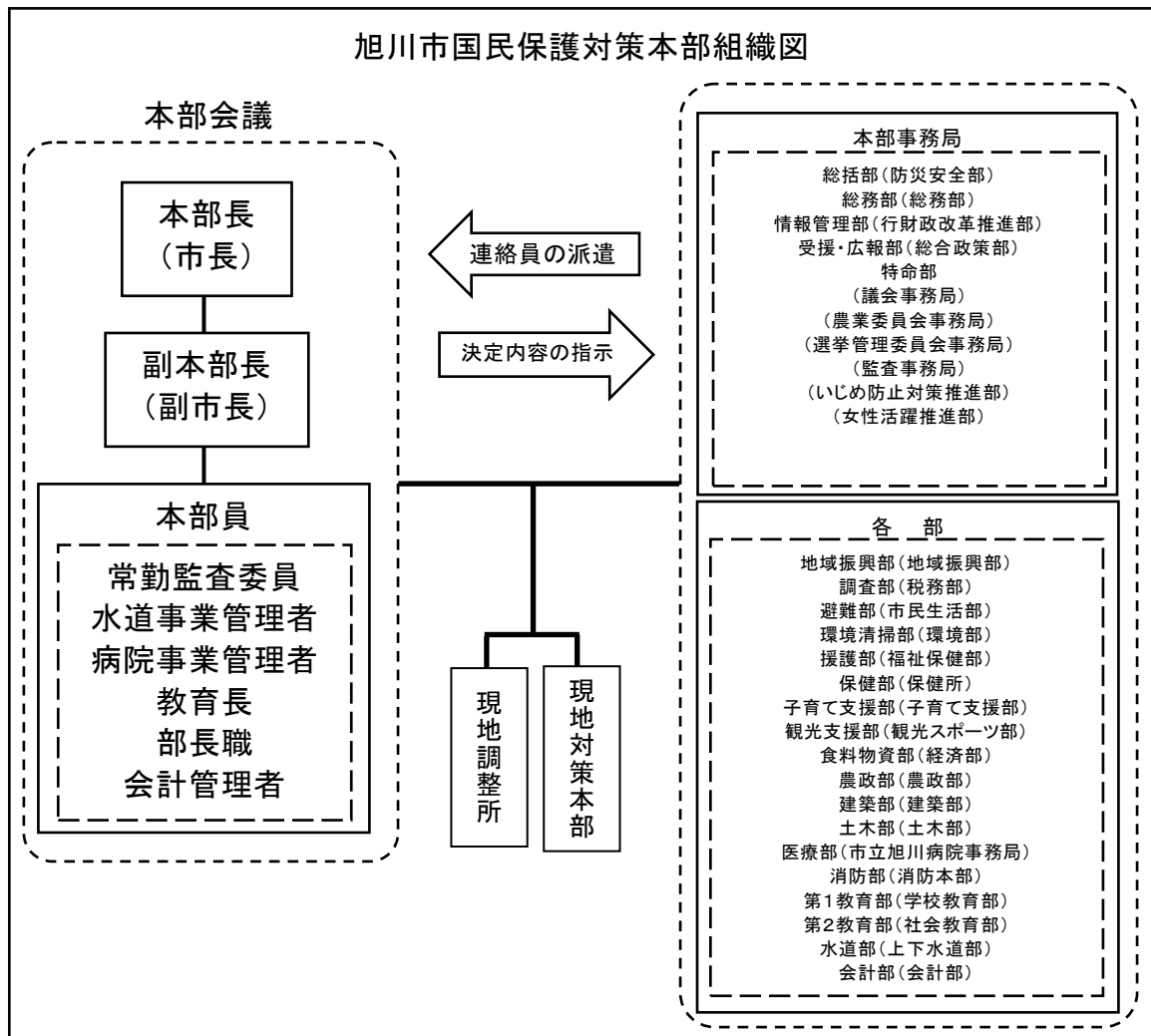
また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、市が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成は以下のとおりとする。機能については別に定める。



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（市対策本部には、各部から連絡員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

イ 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (ウ) 道と連携した広報体制を構築すること。

エ その他関係する報道機関

旭川市における関係報道機関は、資料編に記載する。

(5) 市現地対策本部の設置

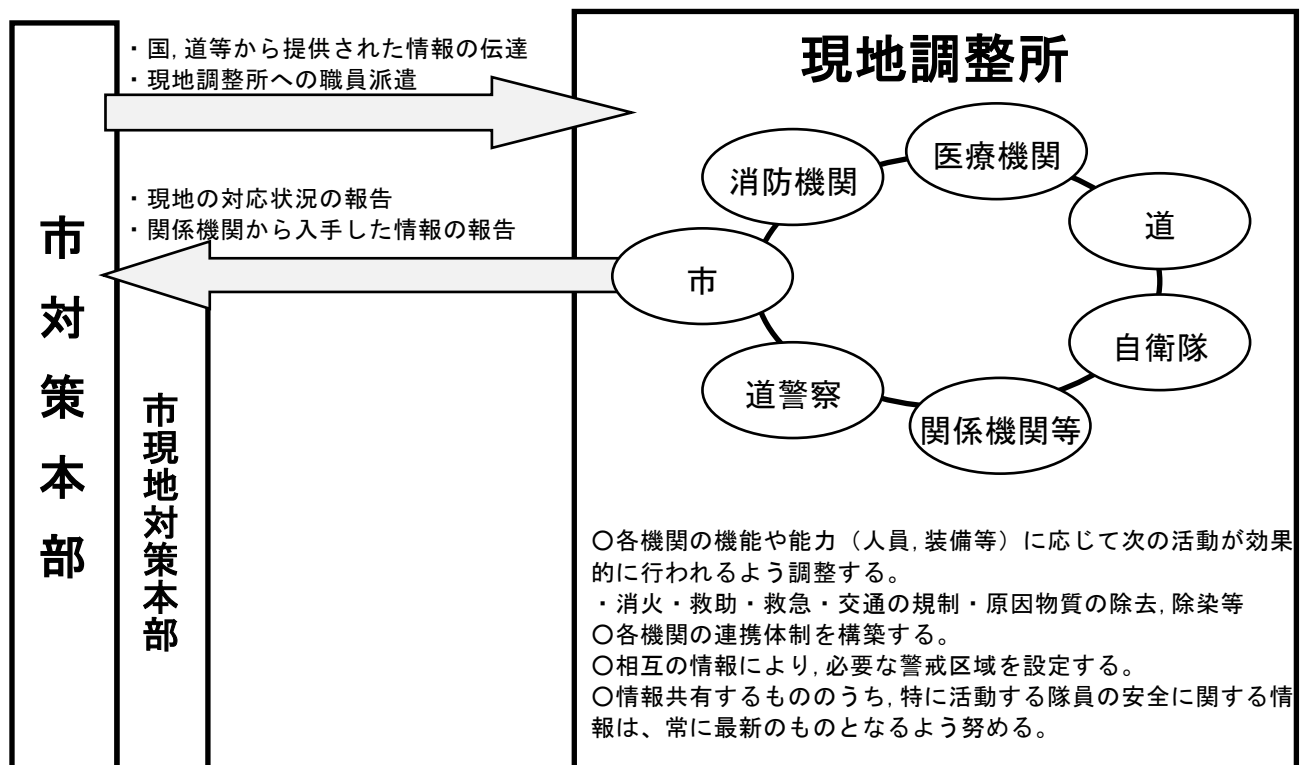
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- イ 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
- 現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積

極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるよう努める。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うよう努める。

（7）市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 道対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう、道対策本部長に対して要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・道の対策本部との連携

(1) 国・道の対策本部との連携

市長は、道対策本部及び、道を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

市長は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、市長は、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市長は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に連絡員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊旭川地方協力本部長又は市の協議会委員たる第2師団第2特科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする北部方面総監、海上自衛隊にあっては道の区域を警備区域とする大湊地方総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 道への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市長等は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ア 市長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、道に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

- 市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報及び緊急通報の伝達等

市長は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達等を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

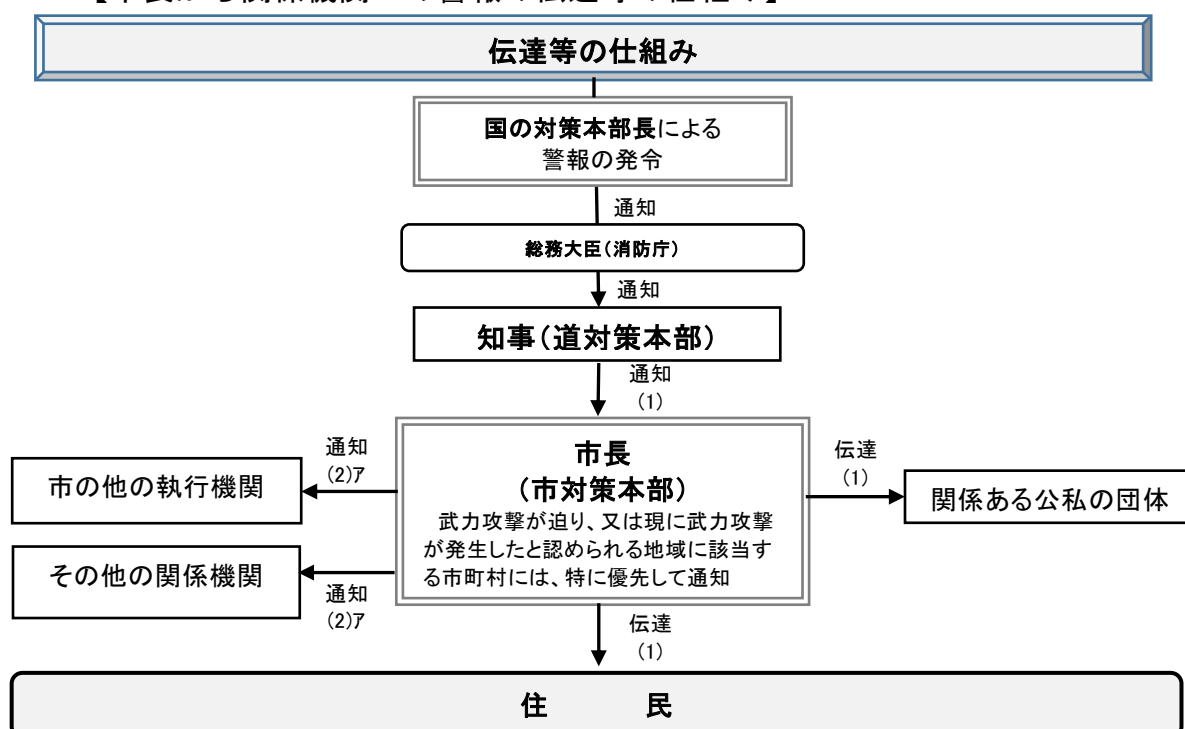
市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

(2) 警報の通知

ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の伝達等の仕組み】



※ 市は、ホームページに警報の内容を掲載

(3) 警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、広報車等で国が定めた警報サイレン（以下「サイレン」という。）音を最大音量で吹鳴するなど住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレン音は使用せず、広報車等による住民への注意の喚起やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレン音を使用するなどして住民に注意喚起した後、周知を図る。

ウ 市長は、消防団による伝達、自主防災組織や町内会等への協力依頼などの方法も活用し、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

また、市は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(4) 要配慮者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(5) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレン音は使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

2 緊急通報の伝達等

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、道の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達等

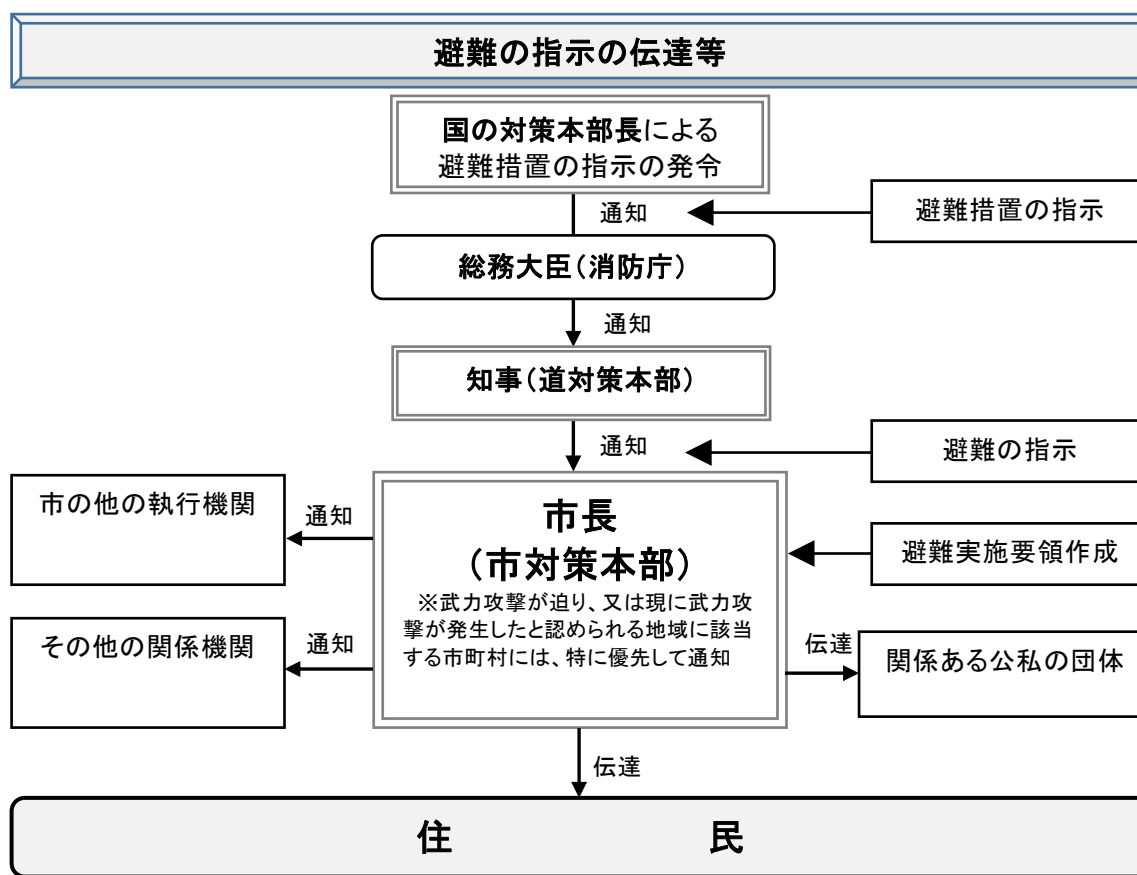
ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に道に提供する。

イ 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

なお、知事による避難指示には、次の事項が示されている。

- (ア) 要避難地域
- (イ) 避難先地域
- (ウ) 住民の避難に関して国の機関などが講ずる措置の概要
- (エ) 主要な避難の経路
- (オ) 避難のための交通手段
- (カ) その他避難の方法

ウ 市長は、警報の伝達や通知に準じて市の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知や伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項（一例：避難施設の名称、所在、連絡先など避難先地域の情報、携行品、服装等住民に対する注意事項など）

(2) 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として道国民保護計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

【道国民保護計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市町村職員、消防職団員の配置等
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- イ 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)
(道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 避難行動要支援者の避難方法の決定
- キ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 市の職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

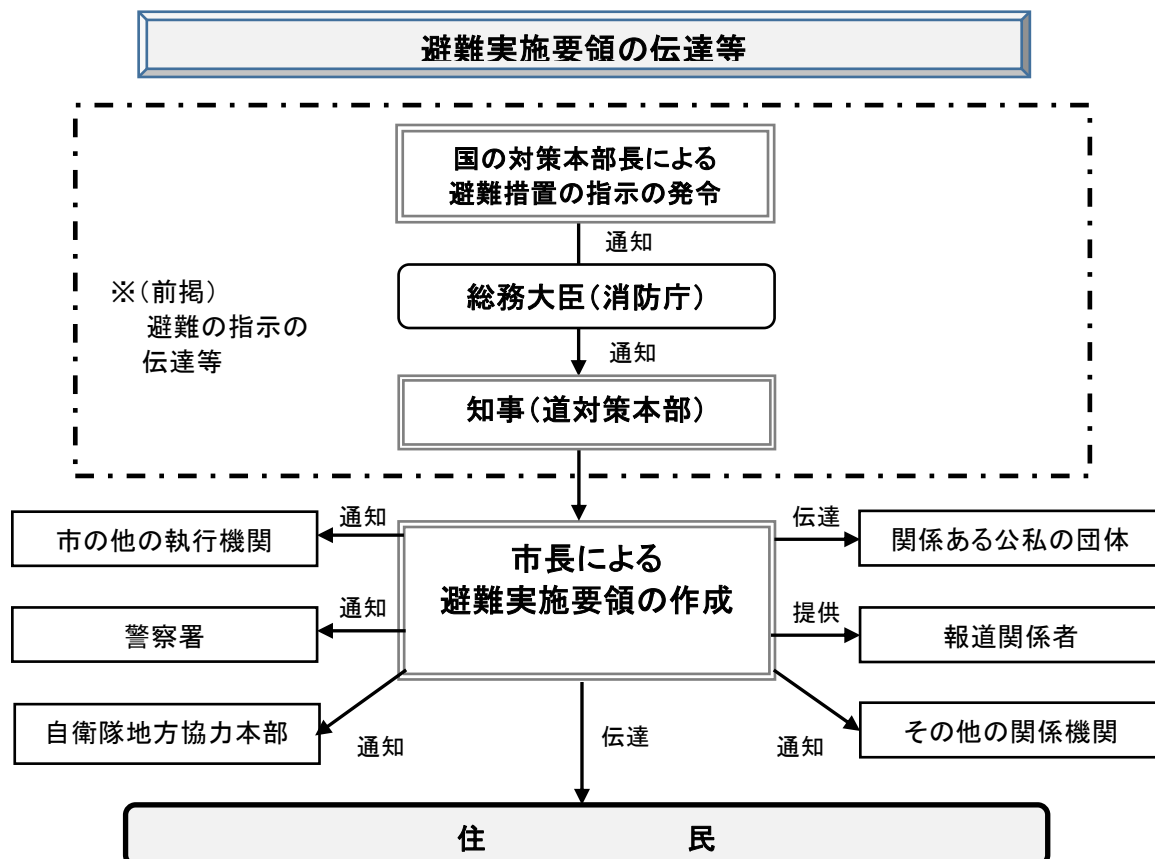
この場合において、市長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊旭川地方協力本部長及びその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員（消防長及び消防団長を含む。）を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な住民を車両等により運送を行うなど、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、避難住民の誘導を行うにあたり、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等の関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、現実的な避難方法として屋内への避難も考慮する。

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(8) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【避難誘導における各関係者の主な措置】

実施者	内 容
市 長	ア 職員、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導 イ 警察署長又は自衛隊の部隊等の長に対し避難誘導を要請 ウ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示
知 事	ア 市長に対し必要な支援（避難住民に提供する食品等が不足する場合など） イ 職員を指揮し、避難誘導を補助（市長から要請のあった場合など） ウ 職員を指揮し、避難住民を誘導（市長による避難誘導が行われない場合）
消防吏員	ア 避難住民の誘導 イ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ウ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置（警察官がその場にいない場合）
警 察 官	ア 市長等の要請などによる避難住民の誘導 イ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ウ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置
自 衛 官	ア 市長等の要請などによる避難住民の誘導 イ 避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ウ 危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置（警察官がその場にいない場合）

（注）上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

4 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃事態の想定は多岐にわたることから、事態の類型によって避難の方法が大きく異なる。主な事態想定ごとの留意点は以下のとおり。

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、国の総合的な方針を待って対応することが基本となる。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

エ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

一時避難場所まで移動した後、さらに一時避難場所からバス等の運送手段を用いて移動する、といった手順が一般には考えられる。

オ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

道警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

この場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合

ア 弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することが基本となる。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）又は道が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

なお、弾道ミサイル攻撃の場合の措置は、次のとおりである。

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

ウ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

(4) 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

第5章 救援

市長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 道への要請等

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)に準じて行う。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

この場合において、市長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、1の(1)の通知があった場合において、次のアからコの事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、当該事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行う。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

(イ) 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

(ウ) 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(ア) 供給・調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

(イ) 給与又は貸与の実施

給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握

に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

(ウ) 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医療活動を実施するための体制整備

市は、備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

(イ) 医療の提供及び助産

市は、大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

また、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行うため必要があるときと認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努める。

救護班の緊急輸送については、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

(ウ) 医療活動の実施

市は、市立病院において医療活動を行うほか、市の区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

また、市は、広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

(エ) 医薬品等の確保

市は、医薬品等の不足が生じたときは、道に医薬品の確保について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

オ 埋葬及び火葬

市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速

やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、道・道警及び他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び火葬の手續に係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。

カ 電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について、アの「(ウ) 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

ク 学用品の給与

市は、道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

ケ 遺体の搜索及び処理

(ア) 遺体の搜索

遺体の搜索について、道警察、消防機関及び自衛隊等と連携して実施する。

(イ) 遺体の処理

搜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合又は遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案等の措置を行う。

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなり、救助者および遺体の捜索又は処理を終えた後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行う。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等又は生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続の下に行う。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

イ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

ウ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

エ 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

オ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

カ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者がアの措置に応じない場合、特定物資の収用

キ 正当な理由がないにもかかわらず、その所有者若しくは占有者がイの措置に応じない場合、又はその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者及び占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

ク 正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者がエに応じない場合、医療の指示

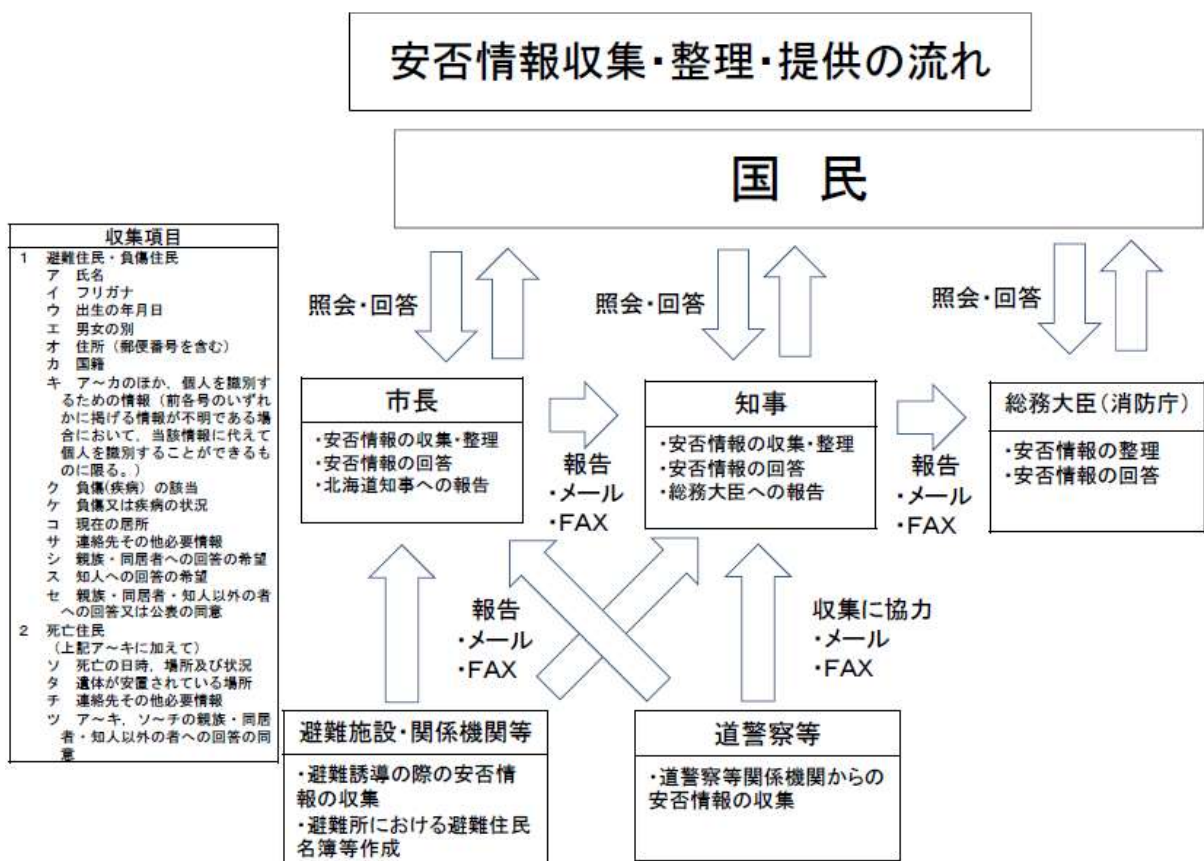
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報システムの利用

市長は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話、その他の方法により安否情報の報告を行う。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う（様式は「資料編」に掲載）。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 道に対する報告

市長は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、道に送付する（様式は「資料編」に掲載）。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口

に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける（様式は「資料編」に掲載）。

その際、本人確認を行なうため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）を提出させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する（様式は「資料編」に掲載）。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4の(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員及び警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

各実施者による武力攻撃災害への対処一覧

	緊急通報の発令	事前措置	退避の指示	警戒区域の設定	応急公用負担
1 市長	×	○	○	○	○
2 知事	○	○ (市長に劣後)	○ (市長に劣後)	○ (市長に劣後)	○
3 警察官 ※1	×	○ (1又は2の要 請)	○ (1又は2の要 請若しくは緊急 の場合)	○ (1又は2の要 請若しくは緊急 の場合)	○ (1又は2の要 請若しくは緊急 の場合)
4 自衛官 ※2	×	×	○ (1～3が対処 できない場合)	○ (1～3が対処 できない場合)	○ (1～3が対処 できない場合)

※1 事前措置の実施者は「警察署長」

※2 上記の措置を実施できる自衛官は、防衛出動若しくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認める住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、道対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び道警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区

域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に市の職員を配置し、道警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 市長による措置

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

ここで「工作物」とは、人為的に土地に接着して設置した物をいい、建物、井戸、橋、堤防、トンネル、電柱等をいう。

「その他の物件」とは、土地及び工作物以外のあらゆる物を指す。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

(2) 損失の補償

市長は、上記アの職権を行使した場合は、別に定めるところにより、通常生ずべき損失を補償する。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、道警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市長等は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、道その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市長等は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、道警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、道警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

(ア) 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染

範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。

- (イ) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
- (ウ) 市は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大防止のため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要等、避難に必要な情報提供に努めるものとする。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、道警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、防災安全部（防災課）においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 市は、電話、電子メールその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、道警察等との連絡を密にする。

ウ 市は、道及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

エ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時間に道に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、旭川市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市長は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者等の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市長は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市長は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市長は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市長は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市長は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市長は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を道と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等や水の安定的な供給等を実施するために、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、道等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税等(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び飛行場等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次葉のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



(オレンジ色地に青の正三角形)

(表面)

〈この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白〉

身 分 証 明 書

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personal

氏名〔Name〕 -----

生年月日〔Date of Birth〕 -----

この証明書の所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書〔議定書 I〕によつて保護される。

The holder of this card is protected by Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----

交付等の年月日〔Date of issue〕 ----- 証明書番号〔No. of card〕 -----

許可権者の署名〔Signature of issuing authority〕 -----

有効期限の満了〔Date of expiry〕 -----

(裏面)

身長/Height -----	目の色/Height -----	頭髪の色/Hair-----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information -----		
血液型/Blood type -----		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名 /Signature of holder	

〈日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦 105 ミリメートル)〉

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

ア 市長

(ア) 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 消防団長及び消防団員

(ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第 4 編

復 旧 等

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省北海道総合通信局にその状況を連絡する。

(3) 道に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送の確保に関する応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、飛行場施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って道と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、道対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、道に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第 5 編

緊急対応事態への対応

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態の事態想定

市国民保護計画においては、基本指針及び道国民保護計画に基づき、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。（第1編第6章2再掲）

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- b ダムの破壊

(イ) 被害の概要

- a 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
- b ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- b 列車等の爆破

(イ) 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散
- b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- d 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

- a 放射性物質等
ダーティーボム等の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボム

の放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

a 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

b 弾道ミサイル等の飛来

(イ) 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

2 緊急対処事態への対処

国民保護法では、緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関して、第172条から第182条で責務や役割など基本的事項について、武力攻撃事態等の場合と同趣旨の規定を置くとともに、第183条で武力攻撃事態等及び国民保護措置に関する規定を準用している。

緊急対処事態は武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されることから、市長等は、次の事項及び「3 緊急対処事態における警報の伝達等」を除き、緊急対処事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

【緊急対処事態への対処には準用されない事項】

- ア 内閣総理大臣の指示・代執行に関すること
- イ 特殊標章などに関すること
- ウ 生活関連物資等の価格安定などに関すること
- エ 平時の準備に関すること

3 緊急対処事態における警報の伝達等

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

旭 川 市 国 民 保 護 計 画

平成19年	(2007年)	4月	作成
平成20年	(2008年)	5月	変更
平成22年	(2010年)	9月	変更
平成26年	(2014年)	7月	変更
平成27年	(2015年)	10月	変更
平成28年	(2016年)	9月	変更
平成29年	(2017年)	10月	変更
平成30年	(2018年)	11月	変更
令和元年	(2019年)	8月	変更
令和2年	(2020年)	12月	変更
令和3年	(2021年)	9月	変更
令和4年	(2022年)	7月	変更
令和5年	(2023年)	7月	変更
令和6年	(2024年)	8月	変更
令和7年	(2025年)	8月	変更
令和8年	(2026年)	8月	変更

発 行 旭 川 市
編 集 旭川市防災安全部防災課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地

電話(0166) 25-9840

